地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途について

平成26年4月1日より、消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、増収分についてはその使途を明確化し、全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。 本町では、平成31年度当初予算における「地方消費税交付金(社会保障財源化分)」について、下記の社会保障施策に充当しましたので公表いたします。

平成31年3月

■歳入歳出決算の状況 【歳入	】 地方消費税交付金(従 来 分) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	177,018 千円 145,916 千円 ,
	計	322,934 千円
【歳 出	】 社会保障施策に要する経費 (総 額)	3, 535, 039 千円

■ 社会保障施策に要する経費(内訳)

単位: 千円

			財	源		内	訳	
;	社会保障施策区分	経費	特	定 財	源		↓	主 な 事 業 内 容
			国・県 支出金	町債	その他	一般財源	うち、引上げ分の 地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
2 4-	障害者福祉事業	687, 528	462, 147	0	12, 192	213, 189	13, 761	介護・訓練等給付費、重度心身障害者医療費 等
	高齢者福祉事業	316, 285	12, 186	20,600	54, 626	228, 873	14, 774	老人保護措置費、高齢者福祉施設管理費 等
社会福	児 童 福 祉 事 業	1, 109, 548	345, 839	0	97, 211	666, 498	43, 022	保育所(公立・私立・認定こども園)、乳幼児・児童医療費 等
祉	母 子 福 祉 事 業	30, 375	5, 385	0	528	24, 462	1, 579	妊産婦健康診査事業、ひとり親家庭医療費 等
	そ の 他	10, 563	5, 592	0	277	4, 694	303	町民館及び隣保館(管理・事業)費 等
	小 計	2, 154, 299	831, 149	20,600	164, 834	1, 137, 716	73, 439	
社会	介護保険事業	445, 403	24, 591	0	7, 736	413,076	26, 664	介護保険特別会計繰出金 等
	国民健康保険事業	215, 176	96, 375	0	3, 737	115, 064	7, 427	国民健康保険特別会計繰出金 等
保険	後期高齢者医療事業	474, 008	93, 429	0	8, 233	372, 346	24, 035	後期高齢者医療特別会計繰出金 等
陕	小 計	1, 134, 587	214, 395	0	19, 706	900, 486	58, 126	
保健衛生	疾病予防対策事業	100, 300	10, 213	0	3, 539	86, 548	5, 587	各種予防接種事業、健診事業 等
	診療所管理運営事業	122, 595	399	0	2, 129	120,067	7, 750	診療所特別会計繰出金、興津診療所管理費 等
	医療提供体制確保事業	23, 258	76	0	7, 471	15, 711	1, 014	緊急医療病院群輪番制病院負担金、24時間電話相談 等
	小 計	246, 153	10, 688	0	13, 139	222, 326	14, 351	
	合 計	3, 535, 039	1, 056, 232	20, 600	197, 679	2, 260, 528	145, 916	

[※] 地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。